

市川市子ども・子育て支援事業計画の構成イメージ (案)

I 計画の策定にあたって

- ・計画の位置づけ
- ・計画策定の目的
- ・計画の期間
- ・市の人口等の将来推計
- ・子育て支援の現状や課題 などについて

II 事業計画の体系について

- ・基本理念、基本方針
- ・基本目標 施策の方向 など

第2回会議
審議項目

III 子ども・子育て支援の新たな取り組みについて

- ・教育・保育提供区域について
- ・幼児期の学校教育・保育 量の見込み 確保の内容・実施時期
- ・地域子ども・子育て支援事業 量の見込み 確保の内容・実施時期
など

IV 実施計画について

- ・進行管理事業の事業内容、各年度ごとの数値目標 など

V 計画の推進について

- ・計画の進行管理について など

市川市子ども・子育て支援事業計画 計画の体系（案）について

1. 基本理念・基本方針・基本目標・施策の方向の意味・設定目的

○基本理念・基本方針

- ・子ども・子育て支援に関する施策により市が目指す方向性

○基本目標・施策の方向

- ・基本理念・基本方針を実現するためのもので、内容・性質により区分したもの
（大項目：基本目標、中項目：施策の方向、施策の方向の下に具体的事業）
- ・計画の進捗管理をする中では、個々の事業の達成状況だけでなく、
基本目標ごと、施策の方向ごとの達成状況も評価する

次世代育成支援行動計画（後期計画）においては、

- ・アウトプット指標（実施事業量等）→基本目標ごとに評価
（資料 1 の P. 1～3 と同様に）
- ・アウトカム指標（事業実施による効果・成果）→施策の方向ごとに評価
（計画期間の中間年度・
最終年度に実施）

2. 計画の体系（案）作成の基本的考え方

- 市川市次世代育成支援行動計画（後期計画）の計画の体系をもとにして、
下記 3 点により修正

- （1）子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）の内容を反映

※基本指針（案）の内容

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/setsumeikai/h250806/pdf/s1-2.pdf>

- （2）委員からの提出意見を反映

- （3）市川市次世代育成支援行動計画（後期計画）における関連事業

（他の行政計画により推進・進捗管理している事業）

については実態と合わせ削除

次世代育成支援 行動計画（後期計画） 項目	番号	委員意見概要 （基本目標、施策の方向の番号は、次世代育成支援行動計画（後期計画）の番号にて記載）
全般的	1	・後期計画はまとめられすぎている。前期計画の表現や項目の順番のほうがよい。
	2	・国の子ども・子育て支援法に基づく基本指針をベースにする
	3	・公・民の幼児教育・保育・子育て支援の推進・拡充によって地域活性化・共助が促進されるような内容とする
基本理念	4	・「子どもと子育て家庭の健康が支えられている街」を基本理念とする （基本目標3「子どもと子育て家庭の健康づくり」を格上げ）
基本目標1 「すべての子どもの 権利の保障と配慮を 要する子ども・子育て 家庭への支援」	5	・「すべての子ども～」と「配慮を要する子ども～」が一緒に盛り込まれているため、「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」ことがぼやけている ・「子どもの視点の立ち、子どもの最善の利益を支える」、「配慮を要する子ども・子育て家庭への <u>重点的支援</u> 」 と2つの基本目標にする
	6	・施策の方向として「子どもの声を聞く場を作る仕組みを充実」等の項目を入れる
	7	・施策の方向10「子どもの居場所の充実」（次世代計画では基本目標2「地域における子育て支援」内）を「子ども」視点に重点を置いた基本目標の中に入れる
	8	・施策の方向として「精神的に支援が必要な親への支援」も盛り込む
基本目標2 「地域における子育て 支援」	9	・「 <u>地域における子育て支援を充実</u> 」のほうがよい
	10	・施策の方向5 「待機児童解消のための保育サービスの充実」 →「待機児童解消につながるニーズ調査と保育・子育て支援サービスの充実」
	11	・施策の方向6 「多様なニーズに応じた保育サービスの充実」 →「多様なニーズに応じた <u>保育・子育て支援</u> サービスの充実」
	12	・正確なニーズ把握と費用対効果がキーワードとなる。民営化や協働を進めていくという内容を盛り込んでいくべき
基本目標4 「家庭・地域・学校の 教育の充実」	13	・施策の方向14「幼稚園教育の充実」 →「乳幼児期の教育の充実」
基本目標に追加	14	・「市民の力を信じ、市民の自己実現を目指す街」を基本目標に追加
基本目標の組み替え	15	・「乳幼児期の教育・保育の充実を目指す街」を基本目標の1つとする

《次世代育成支援行動計画(後期計画) 計画の体系》

■基本理念
子どもが育ち、子どもを育て合うまちづくりをめざして

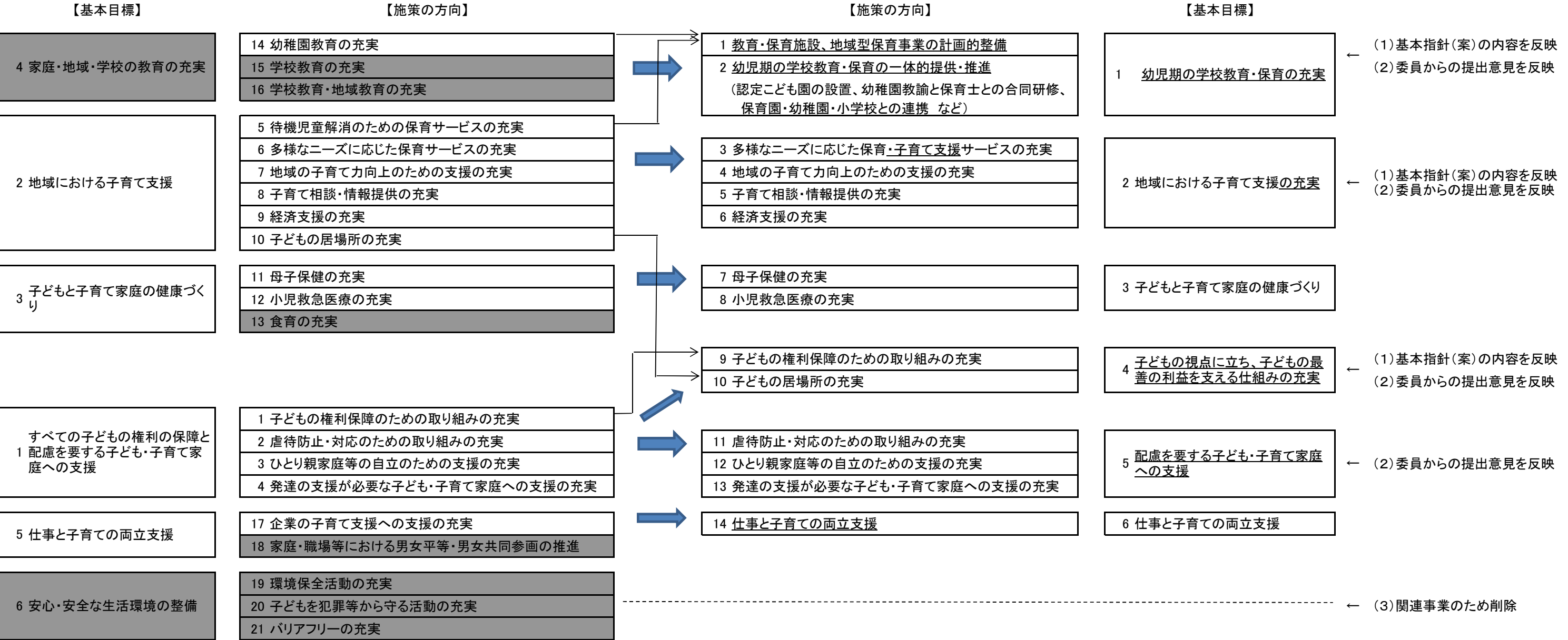
- 基本方針
- 子ども自身が尊重される社会
 - すべての子どもと子育て家庭を支える社会
 - 男女が共に子育てしやすい社会
 - 地域全体で子どもを育む社会

踏襲

《子ども・子育て支援事業計画 計画の体系(案)》

■基本理念
子どもが育ち、子どもを育て合うまちづくりをめざして

- 基本方針
- 子ども自身が尊重される社会
 - すべての子どもと子育て家庭を支える社会
 - 男女が共に子育てしやすい社会
 - 地域全体で子どもを育む社会



:1ページ「2. 計画の体系(案)作成の基本的考え方」
(3)市川市次世代育成支援行動計画(後期計画)における関連事業の削除

下線:順番の入れ替え以外で修正した部分